

一般社団法人広島県観光連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、一般社団法人広島県観光連盟と称する。

2 英文名称をHiroshima Tourism Associationとし、その頭文字等を取ってHIT（ヒット）とも称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

2 本連盟は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、広島県及びその周辺地域において、多彩で多様な世界に誇れる観光資源を有するエリアとして、国内外の多くの人から選ばれ、何度も訪問してもらえる観光地となり、観光産業が発展することを目的とする。

2 本連盟は、ひろしま観光立県推進基本計画に基づく事業を中心に実施することとし、もって会員に共通する利益を図るものとする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的の達成に向け、次の事業を行う。

- (1) 国内外の観光に関するマーケティング及びその知見を活用したコンサルティング
- (2) 国内外へのプロモーションの実施
- (3) 観光プロダクトの開発
- (4) 国内外からの観光客の受入環境整備
- (5) 観光客に対するおもてなしの推進及び観光人材の育成
- (6) 観光関連事業者などのパートナーと連携・協業した各種事業の展開
- (7) 観光関連情報の収集及び提供
- (8) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本連盟の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 観光に関する法人、団体及び個人、又は公共団体
- (2) 賛助会員 本連盟の目的に賛同し、賛助する法人及び団体、又は個人
- (3) 名誉会員 本連盟に特に功労のあった者で、総会において推薦された者

(会員の資格の取得)

第6条 本連盟の正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(正会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、通常総会として事業年度終了後 3 月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25 名以上 30 名以内
- (2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を会長、5 名を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長を持って法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事を持って同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、専務理事及び常務理事は、会長の命を受け、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において承認する総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長)

第26条 本連盟に名誉会長1名を置くことができる。

2 名誉会長は、本連盟の発展に顕著な功績のあった者のうちから、総会の議決を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長は、本連盟の事業執行上重要な事項について、会長の諮問に応じ又は会議に出席して意見

を述べることができる。

(顧問)

第 27 条 本連盟に顧問 6 名以内を置くことができる。

2 顧問は、観光業界関係者、学識経験者及び行政関係者等のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本連盟の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応じ又は理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第 23 条第 1 項及び第 25 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会において、あらかじめ前項の理事会を招集する理事を決定することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事がその職務を代理する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本連盟の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 会長は、前項の書類を、直近の通常総会に提出し、報告しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

5 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出となる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第38条 本連盟は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 本連盟は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 40 条 本連盟が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 本連盟の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲載する方法により行う。

第 10 章 委 任

(その他)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、本連盟の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本連盟の定款変更後の最初の代表理事（会長）、理事及び監事は次のとおりとする。

代表理事（会長）	深山英樹
理事	越智秀信
理事	小村和年
理事	杉木孝行
理事	津山直登
理事	仁田一郎
理事	石本秀紀
理事	池上博文
理事	石井泰行
理事	岩穴口一夫
理事	植田賢治
理事	大谷博国
理事	川崎育造
理事	木村龍史

理事	小坂眞治
理事	佐々木克己
理事	眞野勝弘
理事	高橋眞司
理事	滝口季彦
理事	竹下正彦
理事	谷本睦志
理事	津森貴行
理事	中林洋二
理事	榎田 繁
理事	松浦良彦
理事	森本卓壽
理事	安永太郎
理事	山田知子
監事	上田隆治
監事	岡田督司

附 則

- 1 この定款は、令和2年6月24日から施行する。